

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 15日

熊本県知事 殿

提出者

住 所 熊本県上益城郡御船町大字豊秋字田代畠588

氏 名 株式会社ダスキンプロダクト九州

代表取締役 仲岡 勝弘



電話番号 096-282-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	熊本中央工場
事業場の所在地	〒861-3131 熊本県上益城郡御船町大字豊秋字田代畠588
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	リネンサプライ業(洗濯業)
②事業の規模	452,548千円(令和4年度売上)
③従業員数	59人(令和5年3月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

(日本工業規格 A4番)

-5,6,27

御保蔵

号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	排 出 量	203 t	5, 160 t
①・ 現状	(これまでに実施した取組) 別紙		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	排 出 量	201 t	5, 109 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①・ 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①・ 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	4, 863 t
②計画	(これまでに実施した取組) 別紙		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	4, 815 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①・ 現状	【前年度（4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①・ 現状	【前年度（4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
	全処理委託量	203 t	297 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	178 t	297 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 別紙			

【目標】		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・その他	汚泥
全処理委託量	201 t	294 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	177 t	294 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 別紙		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

	発生量	沈砂	汚泥	廃油	金属くず	ガラス・陶磁器 ・木くず
①産業廃棄物発生量	175 t	5,160 t	0 t	3 t	t	5,338
②自己直接再生利用量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0
③自己直接埋立処分又は海洋 投入量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0
④自己中間処理量 (脱水)	0 t	5,160 t	0 t	0 t	0 t	5,160
⑤自己中間処理残さ量	0 t	297 t	0 t	0 t	0 t	297
⑥自己中間処理後再生利用量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0
⑦自己中間処理後自己埋立処分 又は投入量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0
⑧直接委託及び自己処理後委託 処分量	175 t	297 t	0 t	0 t	0 t	472

1. 会社概要

* 会社名

株式会社 ダスキンプロダクト九州

* 資本金

8000万円(令和5年3月現在)

2. 当該事業場概要

* 事業所名

熊本中央工場

* 事業内容

レンタル(清掃用マット及びモップ)用品の洗浄再生加工および配達業務

* 製造等フローシート

図1～図2参照

* 廃棄物発生フローシート

図3参照

* 連絡先

担当者：(株)ダスキンプロダクト九州 熊本中央工場

ISO推進担当 中村 裕美

TEL : 096-282-3111

FAX : 096-282-6792

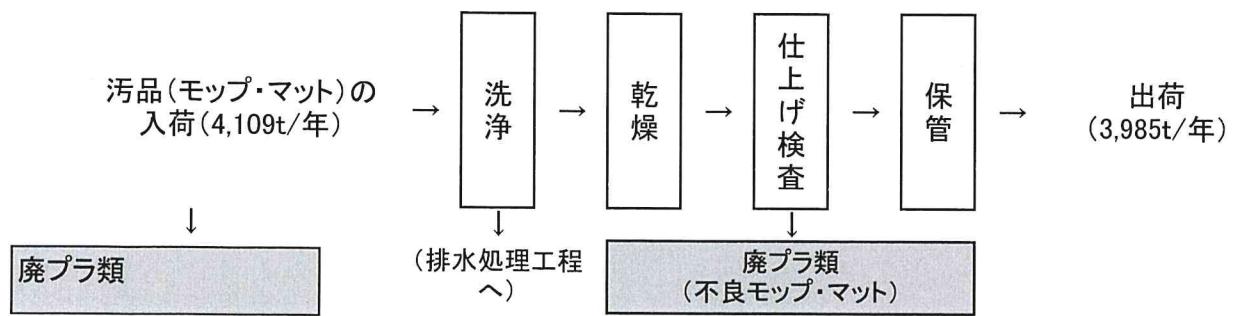


図1 製造フローシート

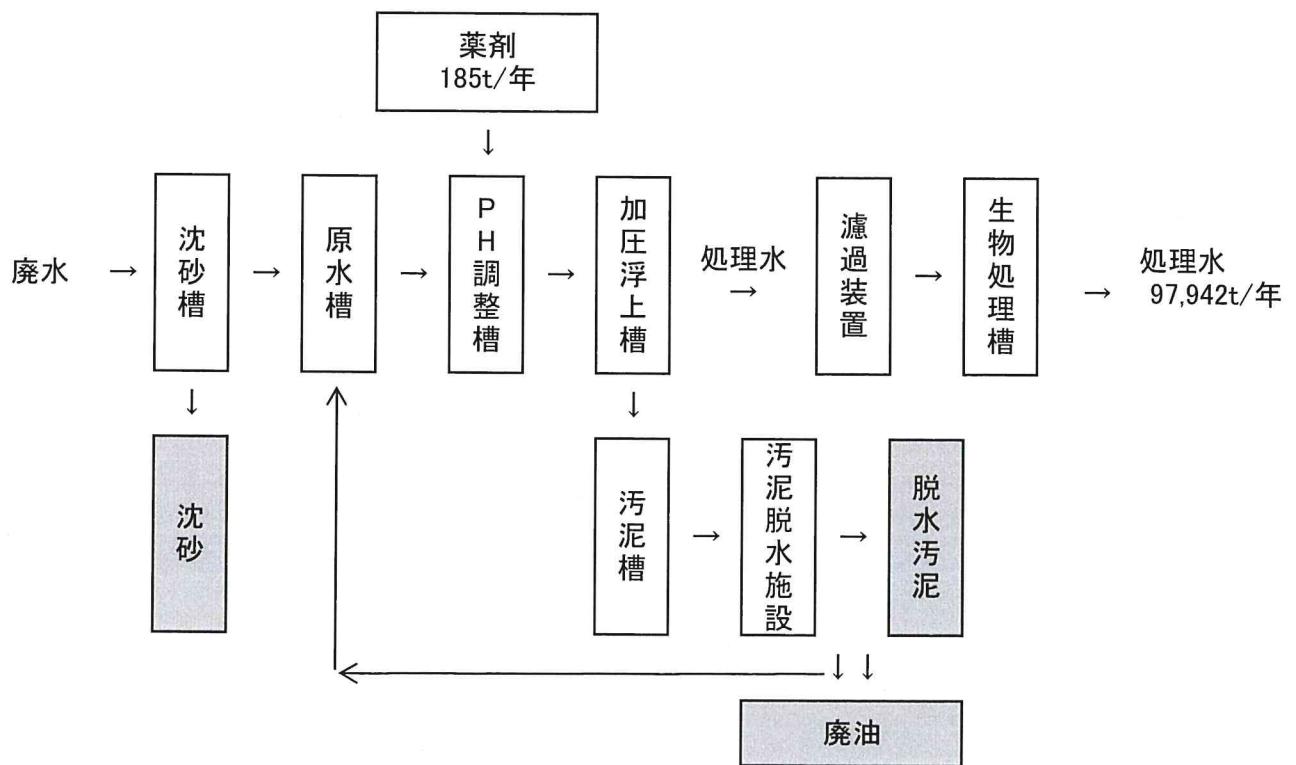
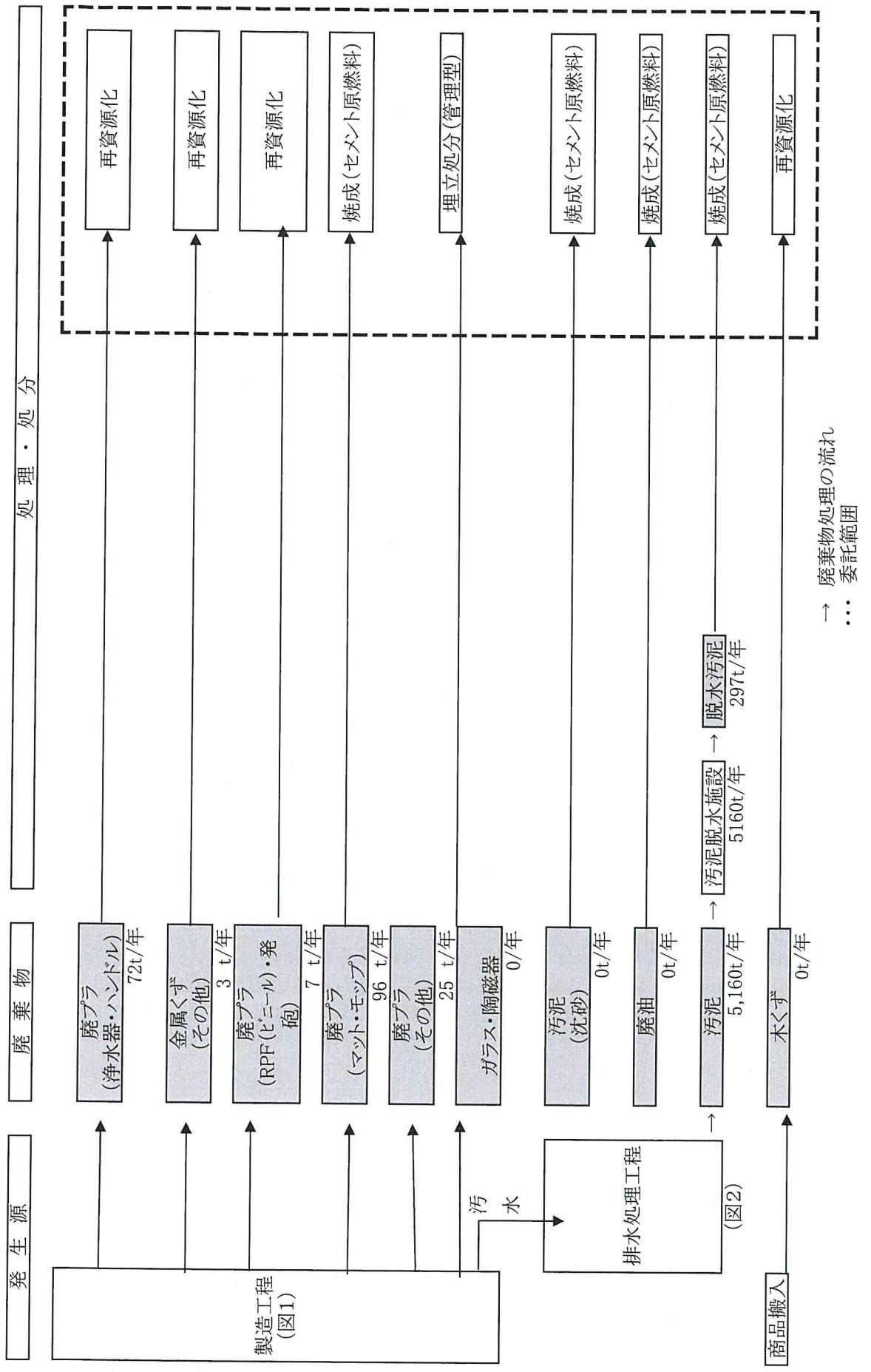


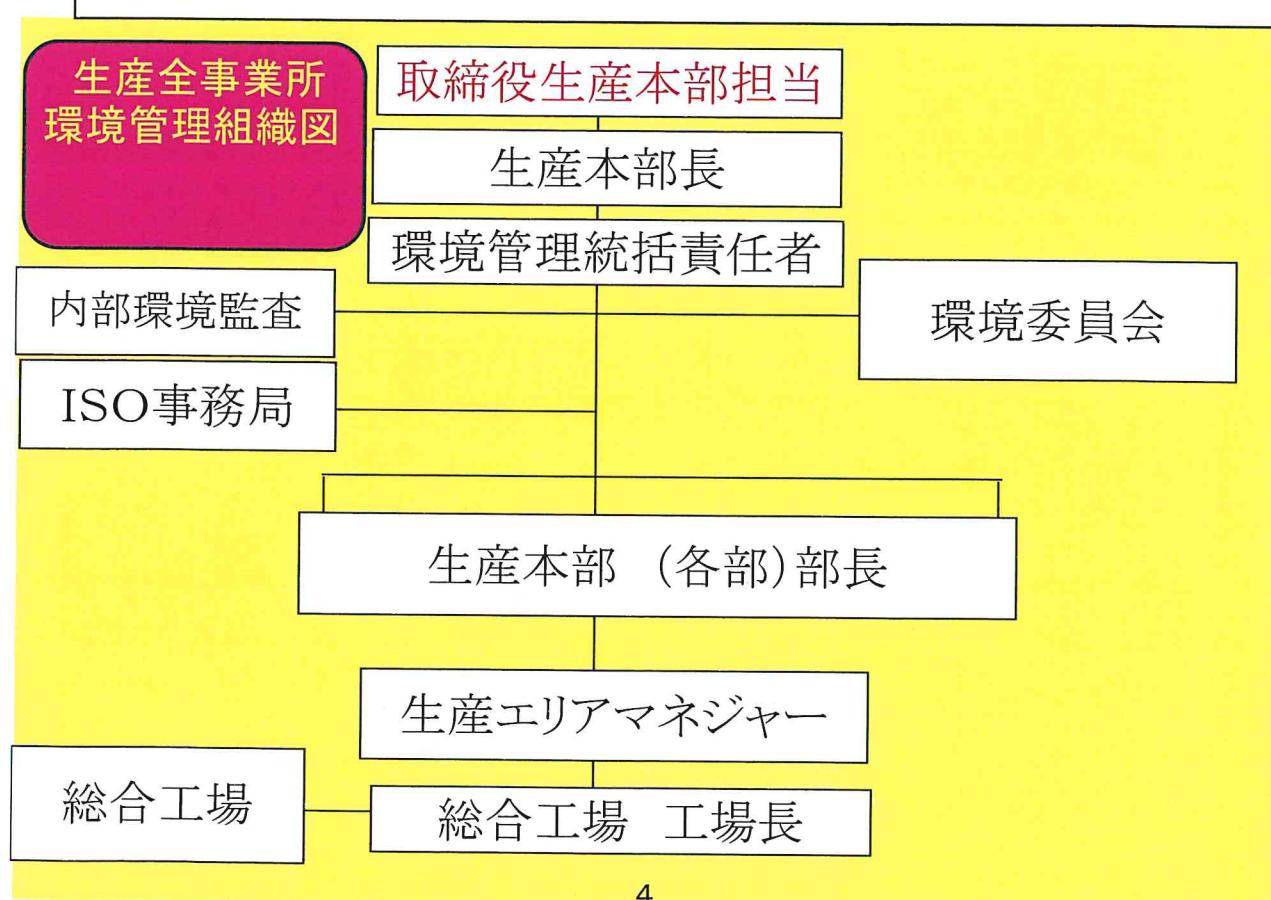
図2 廃水処理・焼却処理フローシート



3. 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

* 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属:熊本中央工場	職・氏名:	工場長 仲岡 勝弘
I S O 推進担当	部署:ISO担当	氏名:	中村 裕美
役割	工場環境委員会	○廃棄物処理に関する検討	
		廃棄物の発生抑制など、計画した目標に対しての管理運営を行う上で必要な事項を検討する。	
		・委員長－工場長 ・委員－製造部長、物流部長、管理部長、製造室長、仕上検査室長、配送室長 ・事務局－ISO推進室	
		○工場の廃棄物処理規定の策定・改廃	
	環境管理責任者(工場長)	○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	ISO推進担当	○廃棄物管理状況の把握	
		○産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握	
		○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理	
		○委託契約の締結	
	物流部長	○監督官庁への各種報告	
	製造部長	○社員、関連会社に対する教育	



*管理体制の強化

①管理体制(組織)

工場内の各部門と協力し、廃棄物処理に対応する為の横断的な組織(熊本中央工場環境委員会)を編成する。これは、工場長も常時参加する。

②管理方法

工場廃棄物管理基準の規定及び、廃棄物化回避のための検討を行う。

*教育訓練

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員などに教育訓練を行う。

○Bコース教育

すべての従業員及び委託業者を対象として、一般的な廃棄物に対する自覚を高める訓練と廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針及び生産グループの環境方針を周知徹底するための教育。

○Cコース教育

対象として、特定作業者(廃棄物管理、廃棄物処理施設管理)の技能向上を図るための教育訓練。

*情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報公開に努める。

又、周辺住民の工場見学時においては、工場内で発生する産業廃棄物の処理状況についても見学をしてもらい相互理解を深める。

4. 廃棄物処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託するに場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大などについて、数値目標及びその達成時期を定め実施する。又、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物処理の処理について次の事項を実施し、又、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制 ・工程内のリサイクルを推進する。

・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。

再生利用 ・資源化、燃料利用を推進する。

中間処理 ・脱水効率の向上などによる中間処理を推進する。

その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物の処理状況

- ① 当工場から発生する産業廃棄物は、製造工程から発生する汚水を処理する、排水処理工程からの汚泥と、品質基準外のモップ及びマットなどの廃プラスチック類及び使用済み浄水器カートリッジ・モップ用ハンドルである。
これらの発生量の合計は、5,363t/年であり、そのうち汚泥が5,160t/年(未脱水)で最も多く、全体の約96%を占めている。
又、委託処理される産業廃棄物は、合計500t/年である。

表1 産業廃棄物処理の内訳(令和2年度実績)

単位:t/年

中間処理量	中間処理後 (脱水汚泥)	委託処分量
5,160	297	500

- ② 産業廃棄物の種類別発生・処理状況、廃棄物処理フローシート、廃棄物処理施設の設置状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物の課題を以下に示す。

表2 産業廃棄物の種類別発生・処理状況(令和4年度実績)

廃棄物の種類		発生源	性 状	発生量 (t/年)	処理方法		最終処分 (t/年)
					脱水処理 (t/年)		
廃 プラ 類	浄水器・ハンドル	製造工程 (図1)	固形状	72 1.3%	— —	72 14.4%	再資源化
		製造工程 (図1)	固形状	7 0.1%	— —	7 1.4%	再資源化
	その他	製造工程 (図1)	固形状	25 0.5%	— —	25 5.0%	焼却後 埋立(管理型)
	不良マット・モップ	製造工程 (図1)	固形状	96 1.8%	— —	96 19.2%	焼成 (セメント原燃料)
金属くず	その他	製造工程 (図1)	固形状	3 0.1%	— —	3 0.6%	再資源化
廃油	廃油	排水処理工程 (図2)	液体	0 0.0%	— —	0 0.0%	再資源化
汚 泥	沈砂	排水処理工程 (図2)	泥状	0 0.0%	— —	0 0.0%	焼成 (セメント原燃料)
	未脱水汚泥	排水処理工程 (図2)	泥状 (含水率97%)	5,160 96.2%	5,160 100%	297 59.4%	焼成 (セメント原燃料)
ガラス・陶磁器		製造工程 (図2)	固形状	0 0.0%	— —	0 0.0%	
木くず	商品搬入時 (図2)	固形状	0 0.0%	— —	0 0.0%		
合計				5,363 100%	5,160 100%	500 100%	

表3 産業廃棄物の種類別性状の説明

廃 プラ 類	浄水器・ハンドル	・レンタル商品である浄水器の使用済み品を客先より回収し発生する。 ・モップ用のハンドル(使用済み)を客先より回収し発生する。
		・当工場の工程において発生するピニール類。 ・レンタル商品である発砲スチロールの使用済み品を客先より回収し発生する。
	その他	・モップ商品を包装している使用済みポリ袋を客先より回収し発生する。 ・マット商品の梱包の際に使用しているエアーチューブ・結束バンドの使用済み品を客先より回収し発生する。
	不良マット・モップ	・マット・モップの加工後、検査において発生する品質基準外品のモップ。
金属くず	その他	・生産設備の部品交換時及び、物流設備(ワゴンなど)の不良品。
廃油	廃油	・排水処理工程(油分離工程)から発生する。
汚 泥	沈砂	・排水処理工程(沈砂槽)から発生する。
	未脱水汚泥	・排水処理工程から発生する汚泥。 脱水処理後に含水率約50%となる。
ガラス・陶磁器		・フィルター部の加工後、検査において発生する品質基準外品
木くず		商品運搬時の木製パレット

表4 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	・製品の基準外品においては、修理・再生技術の向上
再生利用	・埋立処分から再利用・原燃料化の推進。
中間処理	・脱水機の性能維持させるため、脱水処理設備の計画保全の徹底。

(3) 目標設定

ダスキンの基本理念は、「きれいを科学する」である。全国のほこりを集め、洗浄し自然からお預かりした水を魚が住めるまでにきれいな水に返すことを行い続けております。

多量に発生する脱水汚泥においても廃掃法の企業としての取組の使命として、「減量化を図ること」を大命題と考え、薬品使用量の削減と脱水スラッジの削減に取り組んでおります。

又、最終処分場不足などを考慮し、早急な対応をする必要がある。

具体的取組については後述のとおり。

[その他の取組]

- ・廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。
- ・処理業者と委託契約を結ぶに当っては、事前の現地確認(処理状況、維持管理状態、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。

表5 産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力 (脱水前)	設置年月	設置場所
汚泥の脱水施設	汚泥	フィルタープレス (含水率50%)	60t／日	平成4年8月	工場内

(4) 廃棄物処理に係わる情報の収集・管理

本社のISO推進部門において定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集取りまとめを行い、全国の工場に情報提供を行う。

これらの情報はすべての社員に、電子メールまたは、紙面によって情報提供される。

環境地方条例に関しては、管轄官庁に問い合わせを定期的に行う。

(5) 中長期課題

① 環境管理システムの維持

環境管理システムの維持活動として、「ISO14001」の継続的推進。

② 目標の達成

廃棄物の削減に対しての目標を達成し、環境管理レベルを向上させる。

③ 環境に係わる社会活動への積極的な参加

月一回の托鉢活動(美化活動)と、地域(美化活動)の参加。

④ 排出抑制

本部を主体とした汚泥の排出抑制として、設備の開発と導入。

5. 廃棄物の排出抑制に関する事項
〔具体的な取組〕

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (令和4年度)	発生量計画 (t/年) (令和5年度)	排出抑制 (t/年)	具体的な取組
廃プラスチック (不良マット・モップ)	96	95	1	・品質基準外品の修理・再生を行い、発生を抑制する。(1%減)
廃プラスチック (その他)	104	100	4	・加工工程内で発生する包装資材の発生を抑制する。(3%減)
脱水汚泥	297	294	3	・中間処理施設の定期保全管理で発生を抑制する。(1%減)

6. 産業廃棄物の分別に関する事項

・廃棄物管理基準に基づき分別保管する。

7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項
〔具体的な取組〕

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (令和4年度)	発生量計画 (t/年) (令和5年度)	再生利用量 の増加 (t/年)	具体的な取組
廃 塑 料 類	浄水器・ハンドル	72	72	0
	RPF・発砲	7	7	0
	その他	25	25	0
	不良マット・モップ	96	96	0
金属くず	その他	3	3	0
木くず	ガラス・陶磁器・木くず	0	0	0
廃油	廃油	0	0	0
汚 泥	沈砂	0	0	0
	脱水汚泥	297	297	0
合計		500	500	0

8. 産業廃棄物の最終処分に関する事項
〔具体的な取組〕

廃棄物の種類	最終処分量 実績 (t/年) (令和4年度)	最終処分量 計画 (t/年) (令和5年度)	最終処分量 の減少量 (t/年)	最終処分量 減少量／最 終処分量実 績(%)	具体的な取組
廃 塑 料 類	浄水器・ハンドル	72	72	0	100%
	RPF・発砲	7	7	0	100%
	その他	25	24	1	96%
	不良マット・モップ	96	95	1	99%
金属くず	その他	3	3	0	100%
木くず	ガラス・陶磁器・木くず	0	0	0	#DIV/0!
廃油	廃油	0	0	0	#DIV/0!
汚 泥	沈砂	0	0	0	#DIV/0!
	脱水汚泥	297	294	3	99%
合計		500	495	5	99%